

6. 早期卒業について

優れた成績を収めた学生は、学士課程に3年以上4年未満の在学で卒業できます。早期卒業の希望を持ち多くの授業科目を優れた成績で修得できる学生については、その能力、適正に応じた教育を行うという観点から、一律に在学期間を4年とするのではなく、大学が適切と認めた学生が早期に大学を卒業して、我が国の大学院のみならず、諸外国の大学院にも進学し、あるいは社会の各方面で活躍できるよう、4年未満の在学で卒業できる制度です。

早期卒業の希望及び早期卒業に当たっては、次のような条件に該当することが必要です。

1. 早期卒業を希望できる者（早期卒業適格者）

在学期間が2年6月又は3年に達する日の属する学期末においてGPTが3.50以上であり、学修規程第20条に定める授業科目の履修により110単位以上を修得し学士特定課題研究の申請資格の要件を満たしていること。

2. 早期卒業の要件

早期卒業適格者の認定を受け、所定の授業科目を履修し、学院の定める124単位以上の単位数を修得し、かつ、成績が優秀であること並びに学士特定課題研究の審査に合格していること。

（注意）早期卒業の対象は、平成13年度4月以降に本学に在学することになった学生が対象です。なお、短期大学、高等専門学校からの編入学生はこの早期卒業の対象外です。

早期卒業希望者の認定、卒業要件、学士特定課題研究、卒業時期等については、「東京工業大学早期卒業に関する規程」(P. 201)を参照してください。また、早期卒業を希望する場合は、あらかじめアカデミック・アドバイザーや系主任に相談してください。

なお、早期卒業とは異なる制度として、いわゆる「飛び入学」の制度がありますが、飛び入学の場合、学士課程の卒業とはなりません。（P. 27参照）